

下松市上下水道事業審議会

【第3回】水道料金体系（案）について
令和8年9月11日（金）



下松市上下水道局

令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

水道料金見直しの方向性について

水道料金見直しの方向性

- **水道料金算定要領**[※]（日本水道協会）
に基づき算定します。

※以下「算定要領」という

- 料金算定期間

令和9年度～令和12年度（4年間）

「算定要領」の算定期間は、概ね3年から5年が基準

水道料金見直しの方向性

- 公正妥当性の観点から、見直しを行います。

料金体系

用途別



口径別

基本水量制

あり



廃止

超過料金

逦増制



均一制

9

10

水道料金見直しの方向性

- 健全運営の確保の観点から、
事業報酬（**資産維持費**）を算入します。

経営戦略目標数値(令和12年度)が達成できる水準
とします。

※前回改定時（H3）には事業報酬（資産維持費）は算定していない。

水道料金見直しの方向性

- 経営健全化を図りつつ、

水道料金の安さ 山口県内で1位を堅持
平均改定率 20%～30%（上限35%）

住みよさランキングの指標（東洋経済新報社）

【参考】1か月：口径13mm、使用量24m³の場合

下松市（R8.4月時点全国4位）：1,833円（税込）/月
山口県内2位：岩国市 2,640円（税込）/月（全国31位）

12

14

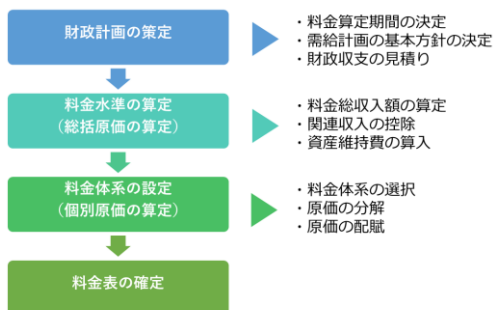
令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

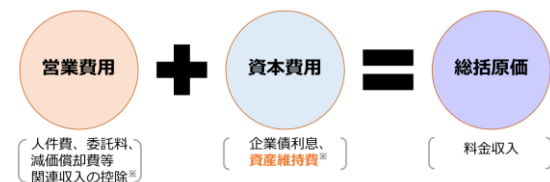
水道料金算定方法と料金体系の設定について

水道料金算定のプロセス



適正な料金水準算定（総括原価方式）

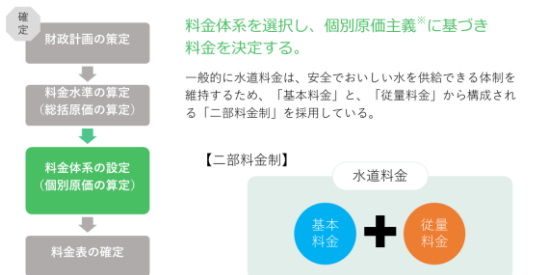
水道事業経営に必要な費用の合計を「総括原価」として算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金が算定される。



※関連収入の控除：給水収益以外の収益を控除

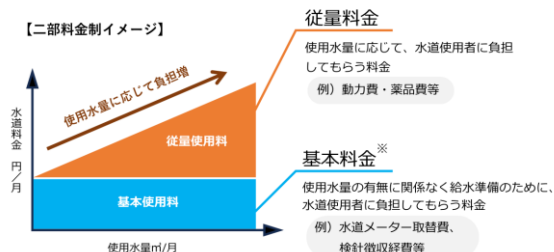
※資産維持費：将来の施設の改修・更新等に必要となる費用

料金体系の設定



※個別原価主義・・・料金を、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて設定しようとする考え方。

料金体系の設定



※これまで徴収していたメーター使用料は基本料金に含まれる。

令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

今後4年間の総括原価について
経営戦略目標数値（令和12年度）を達成するには
平均改定率26.48%（資産維持率0.67%）以上が
必要です

本市水道事業の今後4年間の総括原価は

今後4年間（令和9年度～令和12年度）の総括原価は下記のとおりです。

令和12年度の経営目標数値を達成するには、最低でも平均改定率26.48%（資産維持率0.67%）以上が必要となりました。

（単位：千円）

費用		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	金額
営業費用	職員給与費	119,033	118,182	119,973	121,258	478,446
	退職給付費	15,741	14,443	17,274	16,799	64,257
	修繕費	72,059	73,838	76,002	77,905	299,804
	動力費	41,523	42,224	42,940	43,667	170,354
	薬品費	22,615	22,997	23,388	23,784	92,784
	委託料その他	248,753	251,753	254,753	257,753	1,013,012
	減価償却費	704,454	720,533	740,983	756,784	2,922,754
	資産減耗費	4,596	54,596	22,770	4,596	86,558
資本費用	支払利息	57,118	65,577	80,553	93,435	296,683
	資産維持費	95,703	95,703	95,703	95,701	382,810
計		1,381,595	1,459,846	1,474,339	1,491,682	5,807,462
控除項目		235,356	235,319	235,180	234,311	940,166
料金原価(A)		1,146,239	1,224,527	1,239,159	1,257,371	4,867,296
現行の給水収益(B)		966,254	963,421	960,675	957,940	3,848,290
料金改定率(A-B)/B		18.63%	27.10%	28.99%	31.26%	26.48%

資産維持費：対象資産 14,283,958千円 × 維持率 0.67% × 4年間 = 382,810千円

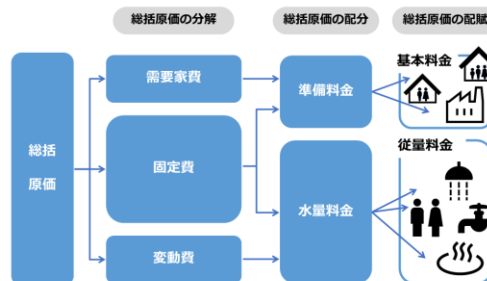
令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

総括原価の分解・配賦結果について

総括原価の分解と料金体系への配賦（全体フロー）

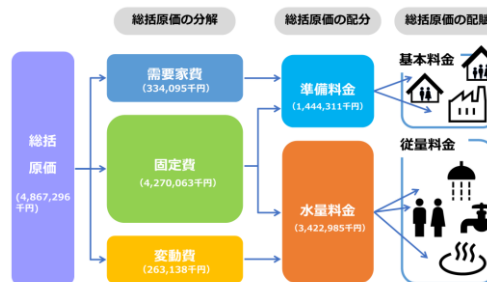


総括原価の分解結果

総括原価を分解した結果、**需要家費**、**固定費**、**変動費**は下記のとおりとなります。

		（単位：千円）					
費目	総計	需要家費	固定費	変動費	合計		
職員給与費	47,845	430,601			478,446		
退職給付費	6,426	57,831			64,257		
修繕費	1,456	237,460			239,604		
動力費					170,354		
薬品費					92,784		
委託料その他	332,416	49,832	630,764		1,013,012		
減価償却費		3,294			2,922,754		
資産減耗費		384	86,174		86,558		
支払利息				296,683	296,683		
資産維持費				382,810	382,810		
変動費				263,138	263,138		
合計	388,143	114,398	1,442,830	2,919,460	296,683	382,810	5,807,462
配賦後の配分	130,101	38,345	269,924	501,796			940,166
差	258,042	76,053	1,172,906	2,417,664	296,683	382,810	4,867,296
合計		334,095			4,270,063	263,138	4,867,296

総括原価の配分結果



総括原価配賦表

総括原価を配賦した結果が下記のとおりです。

料金体系	配賦率（mm）												基本料金	基本料金
	12	20	25	40	50	75	100	150	200	250	300	350		
需要家費	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30	192.30
固定費	37.08	56.35	65.92	185.64	589.70	743.96	1,175.30	3,445.83	7,770.83	16,068.33			16,068.33	16,068.33
変動費	344.94	360.58	1,385.11	3,783.33	5,071.47	14,081.52	20,988.96	41,469.79	113,333.33	143,360.83			143,360.83	143,360.83
合計	574.34	1,114.25	1,643.35	4,161.25	6,653.46	15,917.78	22,356.56	45,718.83	121,296.43	160,549.46			160,549.46	160,549.46
配賦後の配分	60.0	120.0	170.0	430.0	530.0	790.0	1050.0	1570.0	2000.0	2500.0	3000.0	3500.0	3500.0	3500.0
固定費														
支払利息														
資産維持費														
変動費														
合計														

令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

算定要領に基づく料金体系

【参考】算定要領を基にした料金体系

① 基本料金（1か月あたり）－税抜

口径	料 金
13 mm	600 円
20 mm	1,200 円
25 mm	1,700 円
40 mm	4,300 円
50 mm	7,000 円
75 mm	16,000 円
100 mm	29,000 円
150 mm	67,000 円
200 mm	123,000 円
250 mm	163,000 円

② 従量料金（1か月あたり）－税抜

用途	口径	使用水量	1m当たり料金（円）	改定率（％）
家事用 営業用 市立施設用 工業用	全口径	1m以上	65	－
船舶・臨時用	全口径	1m以上	169	26.0
公衆浴場用	全口径	1m以上	48	26.0
私設消火栓	全口径	1個1回10分ごとに	464	26.0

住みよさランキングの指標（東洋経済新報社）

【参考】1か月：口径13mm使用量2.4m³の場合

●算定要領を基にした料金体系・・・**2,376円（税込）/月**
（現行料金：1,833円（税込）/月）

改定額
543円
(改定率29.6%)

令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

モデルケースごとの影響額 小口径（13～25mm）の少量利用者に 割高感

【参考】モデルケースごとの影響額（1か月・税抜）

モデル	口径	使用量	現行料金	改定料金	改定額	改定率
单身 	13mm	10㎡	715 円	1,250 円	535 円	74.8%
	20mm	10㎡	725 円	1,850 円	1,125 円	155.2%
2～3人 家族 	13mm	20㎡	1,395 円	1,900 円	505 円	36.2%
	20mm	20㎡	1,405 円	2,500 円	1,095 円	77.9%
4～5人 家族 	13mm	30㎡	2,075 円	2,550 円	475 円	22.9%
	20mm	30㎡	2,085 円	3,150 円	1,065 円	51.1%
店舗兼住宅	25mm	50㎡	3,630 円	4,950 円	1,320 円	36.4%
飲食店など	40mm	250㎡	19,080 円	20,550 円	1,470 円	7.7%
工場など 	50mm	300㎡	23,630 円	26,500 円	2,870 円	12.1%
	75mm	700㎡	54,730 円	61,500 円	6,770 円	12.4%
	100mm	1,000㎡	78,130 円	94,000 円	15,870 円	20.3%
	150mm	3,000㎡	233,330 円	262,000 円	28,670 円	12.3%

令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

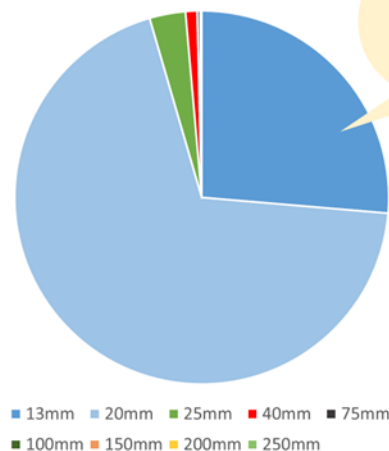
料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

小口径（13～25mm）の 使用者は市全体の約98.6%

【参考】下松市の水道使用者分布図（令和7年度）

水道使用者割合（%）



13・20・25mmの水道使用者
全体の**約98.6%**

口径	合計（個）	割合
13 mm	8,188	29.35
20	18,456	66.14
25	874	3.13
40	275	0.99
50	72	0.26
75	23	0.08
100	12	0.04
150	4	0.01
200	1	-
250	-	-
計	27,905	100.00

令和8年度第2回審議会のおさらい（令和8年7月30日）

料金のあり方について

- 水道料金見直しの方向性
- 水道料金算定方法など
- 総括原価の分解・配賦
- 料金体系
- まとめ

料金体系の調整を行う必要がある

算定要領に基づく料金体系の結果（まとめ）

- 少量使用者の料金改定率が高い傾向となった。
- 逡増制廃止により、多量使用者の料金改定率が低い傾向となった。

改定率

多量使用者 < 少量使用者 (小口径13~25mm) **割高感**

本市は口径13~25mmの水道使用者が全体の約98.6%を占めているため、料金体系の調整を行う必要がある。

【参考】算定要領を基にした料金体系

① 基本料金（1か月あたり）－税抜

口径	料 金
13 mm	600 円
20 mm	1,200 円
25 mm	1,700 円
40 mm	4,300 円
50 mm	7,000 円
75 mm	16,000 円
100 mm	29,000 円
150 mm	67,000 円
200 mm	123,000 円
250 mm	163,000 円

② 従量料金（1か月あたり）－税抜

用途	口径	使用水量	1㎡あたり料金（円）	改定率（％）
家事用 営業用 市立施設用 工業用	全口径	1㎡以上	65	－
船舶・臨時用	全口径	1㎡以上	169	26.0
公衆浴場用	全口径	1㎡以上	48	26.0
私設消火栓	全口径 1個1回10分ごとに		464	26.0

住みよさランキングの指標（東洋経済新報社）

【参考】 1か月：口径 13 mm 使用量 24 ㎡の場合

●算定要領を基にした料金体系・・・**2,376円（税込）/月**
（ 現行料金：1,833円（税込）/月 ）

改定額
543円
(改定率29.6%)

調整の方向性

算定要領に基づいた料金体系を基に、昨今の物価高騰等の状況を勘案し、調整する。

- 一般家庭の急激な負担増を軽減するため、
小口径（13～25mm）と大口径（40～250mm）
の料金体系の調整を図る

調整（案）

小口径（13～25mm）の基本料金を
近隣周辺市を参考に設定

（税抜）

口径（mm）	調整前（円）	調整後（円）
13	600	500
20	1,200	600
25	1,700	700

調整（案）

比較的改定率が低く出ている大口径（45～250mm）の
基本料金を約1.5倍に設定
(税抜)

口径（mm）	調整前（円）	調整後（円）
40	4,300	6,500
50	7,000	10,500
75	16,000	24,000
100	29,000	44,000
150	67,000	110,000
200	123,000	190,000
250	163,000	250,000

調整（案）

小口径（13～25mm）と大口径（40～250mm）
の改定率の均衡を図るため従量料金の調整を行う

（税抜）

	調整前（円）	調整後（円）
従量料金	65	68

水道料金体系 調整（案）

調整前P10



① 基本料金（1か月あたり）－税抜

口径	料 金
13 mm	500 円
20 mm	600 円
25 mm	700 円
40 mm	6,500 円
50 mm	10,500 円
75 mm	24,000 円
100 mm	44,000 円
150 mm	110,000 円
200 mm	190,000 円
250 mm	250,000 円

② 従量料金（1か月あたり）－税抜

用途	口径	使用水量	1m ³ 当たり料金（円）	改定率（%）
家事用 営業用 市立施設用 工業用	全口径	1m ³ 以上	68	—
船舶・臨時用	全口径	1m ³ 以上	169	26.0
公衆浴場用	全口径	1m ³ 以上	48	26.0
私設消火栓	全口径	1個1回10分ごとに	464	26.0

住みよさランキングの指標（東洋経済新報社）

【参考】 1か月：口径 13 mm 使用量 24 m³ の場合

- 調整案を基にした料金体系・・・**2,345円（税込）/月**
（ 現行料金：1,833円（税込）/月 ）

改定額
512円
(改定率27.9%)

【参考】 現行の本市水道料金体系（H3/4/1～）

※1ヶ月分 税抜き

水道料金（用途別・逦増型料金体系 基本水量制あり）

用途別	最低料金 （1ヶ月あたり）		超過料金
	基本 水量	料金	
家事用	10m ³	680円 ※3m ³ 以下380円	30m ³ まで 68円/m ³ 30m³を超えるもの 77円/m³※逦増型
営業用	10m ³	680円	
公衆浴場用	100m ³	3,800円	1m ³ につき38円
市立施設用	10m ³	680円	1m ³ につき68円
船舶 臨時用	1m ³	134円	1m ³ につき134円
私設消火栓	1個	1回	10分ごとに368円

メーター使用料

口径（mm）	料金（円）
13	35
20	45
25	50
40	100
50	800
75	1,100
100	1,400
150	2,600
200	4,100
250	6,500

モデルケースごとの影響額（1か月・税抜）

※調整案に基づく料金体系

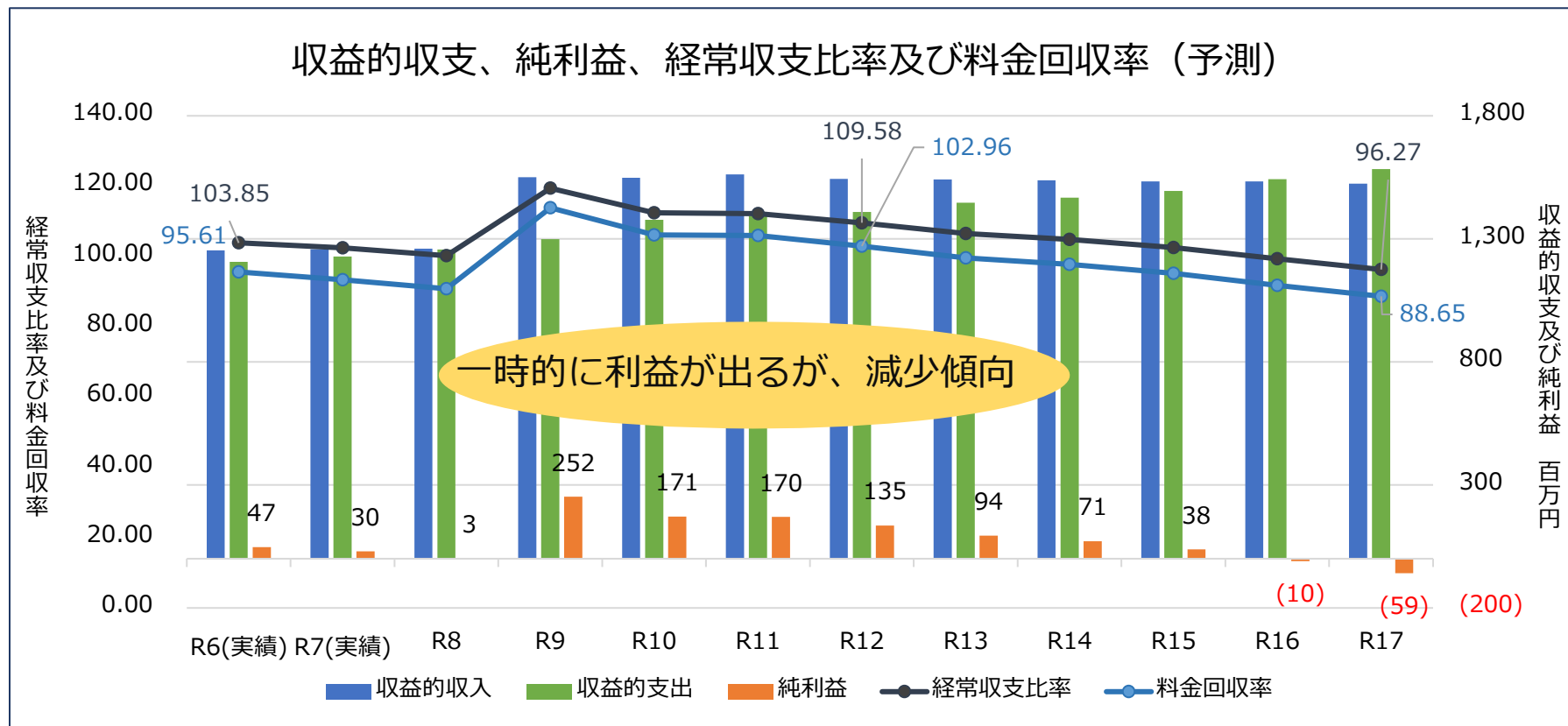
モデル	口径	使用量	現行料金	改定料金	改定額	改定率
単身 	13mm	10 m ³	715 円	1,180 円	465 円	65.0%
	20mm	10 m ³	725 円	1,280 円	555 円	76.6%
2～3人 家族 	13mm	20 m ³	1,395 円	1,860 円	465 円	33.3%
	20mm	20 m ³	1,405 円	1,960 円	555 円	39.5%
4～5人 家族 	13mm	30 m ³	2,075 円	2,540 円	465 円	22.4%
	20mm	30 m ³	2,085 円	2,640 円	555 円	26.6%
店舗兼住宅	25mm	50 m ³	3,630 円	4,100 円	470 円	12.9%
飲食店など	40mm	250 m ³	19,080 円	23,500 円	4,420 円	23.2%
工場など 	50mm	300 m ³	23,630 円	30,900 円	7,270 円	30.8%
	75mm	700 m ³	54,730 円	71,600 円	16,870 円	30.8%
	100mm	1,000 m ³	78,130 円	112,000 円	33,870 円	43.4%
	150mm	3,000 m ³	233,330 円	314,000 円	80,670 円	34.6%

【参考】モデルケースごとの影響額（1か月・税抜） ※算定要領に基づく料金体系

モデル	口径	使用量	現行料金	改定料金	改定額	改定率
単身 	13mm	10 m ³	715 円	1,250 円	535 円	74.8%
	20mm	10 m ³	725 円	1,850 円	1,125 円	155.2%
2～3人家族 	13mm	20 m ³	1,395 円	1,900 円	505 円	36.2%
	20mm	20 m ³	1,405 円	2,500 円	1,095 円	77.9%
4～5人家族 	13mm	30 m ³	2,075 円	2,550 円	475 円	22.9%
	20mm	30 m ³	2,085 円	3,150 円	1,065 円	51.1%
店舗兼住宅	25mm	50 m ³	3,630 円	4,950 円	1,320 円	36.4%
飲食店など	40mm	250 m ³	19,080 円	20,550 円	1,470 円	7.7%
工場など 	50mm	300 m ³	23,630 円	26,500 円	2,870 円	12.1%
	75mm	700 m ³	54,730 円	61,500 円	6,770 円	12.4%
	100mm	1,000 m ³	78,130 円	94,000 円	15,870 円	20.3%
	150mm	3,000 m ³	233,330 円	262,000 円	28,670 円	12.3%

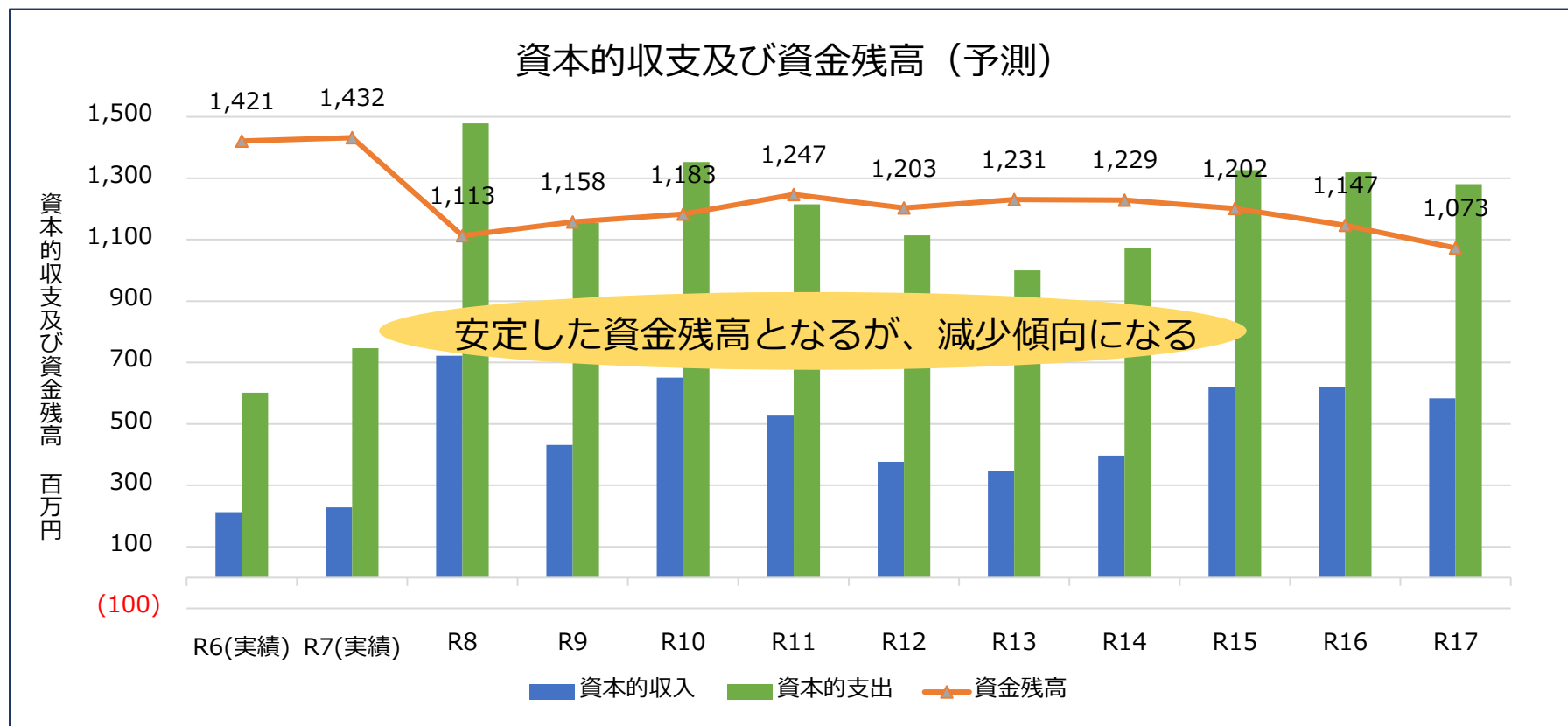
水道料金体系（案）場合の試算

各比率及び純利益の予測



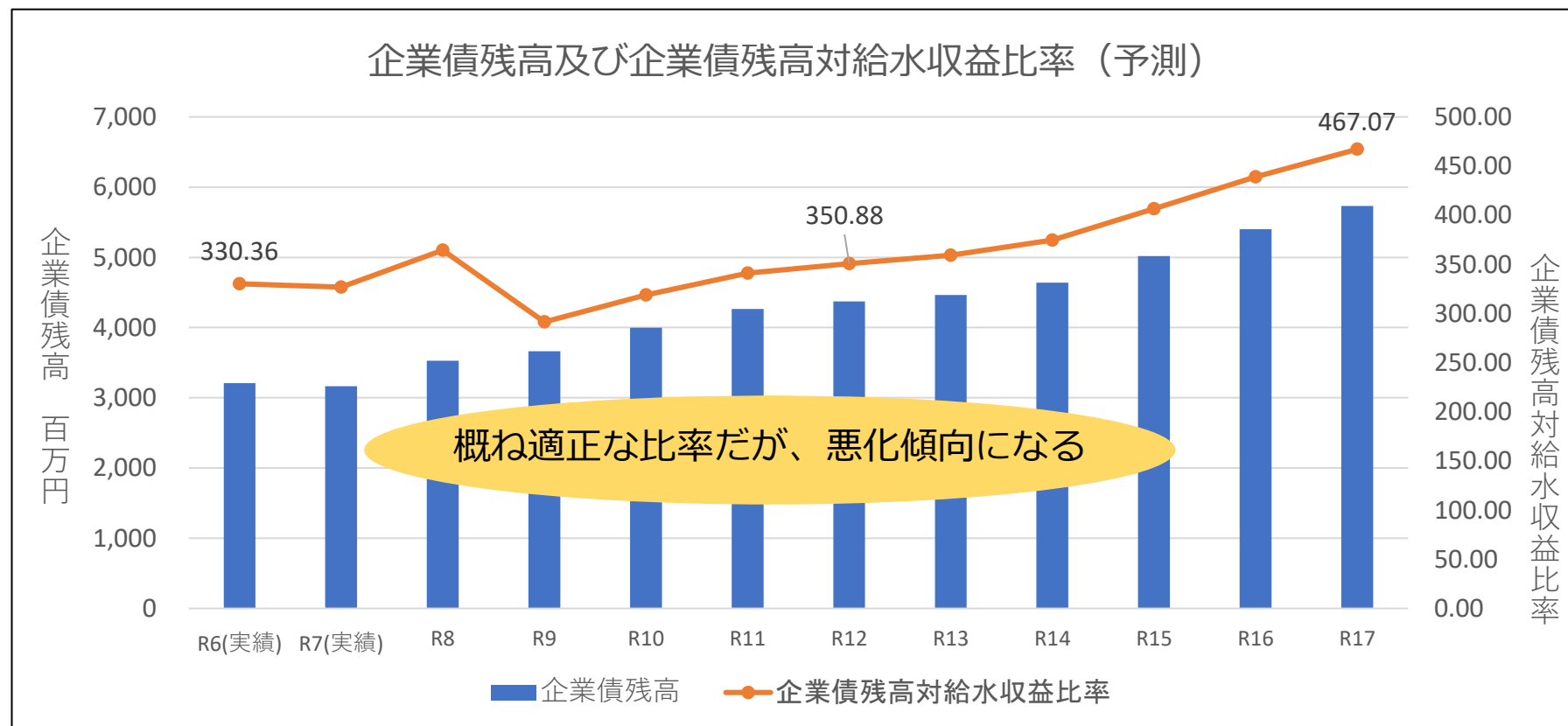
収入は一時的に増加するものの、その後は給水人口減少に伴い減少傾向で推移します。支出は老朽化対策事業による減価償却費の増加・物価高騰等により増加傾向で推移し、利益も減少傾向が続く見込みです。

資本的収支及び資金残高の予測



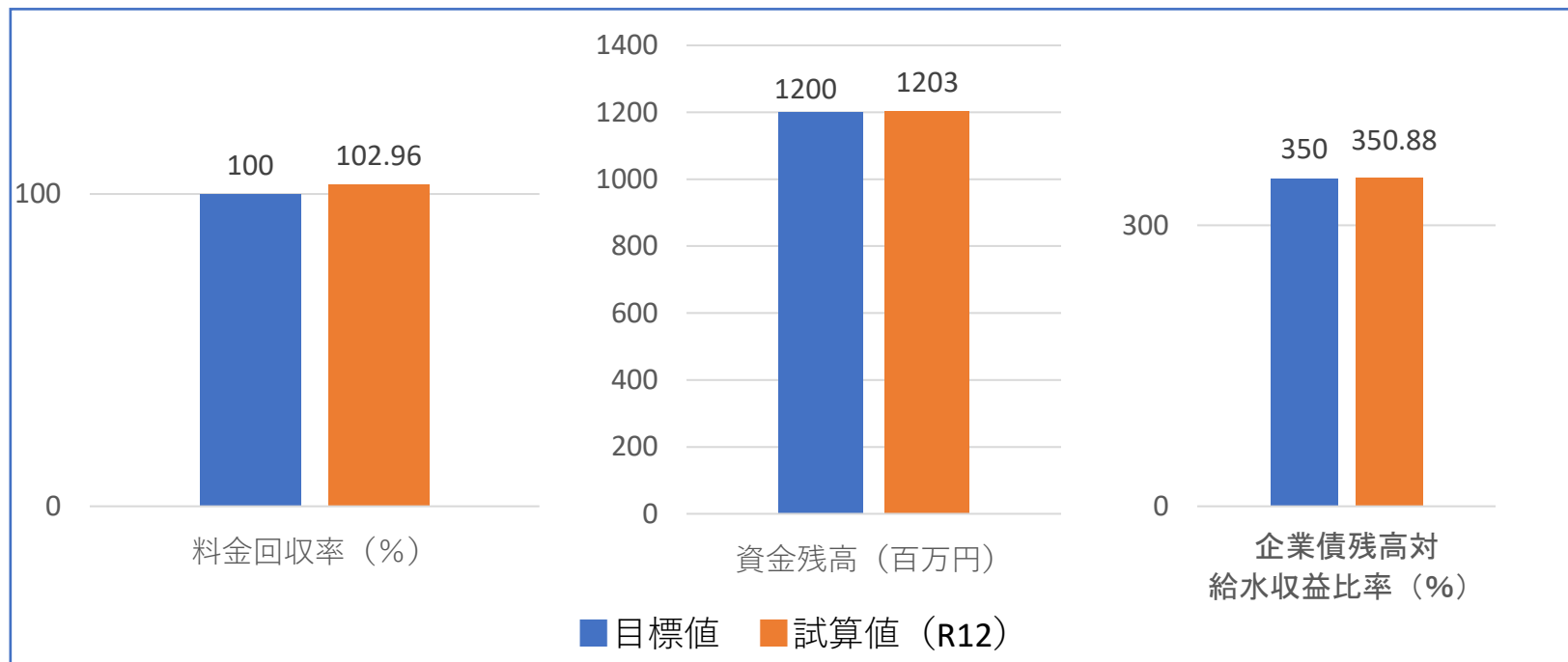
水道料金の見直しにより、計画通り建設改良事業を実施した場合でも資金残高は安定する見込みですが、計画の後期は減少傾向になる見込みです。

企業債残高及び企業債残高対給水収益比率の予測



水道料金収入（財源）を確保することにより企業債への依存度が低くなり、適正な企業債残高を維持することができます。世代間公平性の観点から概ね妥当と判断できます。計画の後期は、給水収益の減少に伴い比率は悪化傾向となる見込みです。

水道料金を見直した場合の試算（まとめ）



水道料金を見直した場合、安定した事業運営が可能となる見込み

ただし、収益的（水道料金）収入の増加は一時的なものです。収入の減少と費用の増加は変わらず継続していくと予測され、試算では再度料金水準の見直しの検討が必要となります。



第3回審議会のまとめ

- 水道料金体系（案）を示しました。
- 水道料金を見直した場合、安定した事業運営が可能となる見込みです。

試算では、目標数値（令和12年度）は達成できる見通しです。
ただし、計画の後期は再度料金水準の見直しの検討が必要となります。

第4回審議会（9月以降開催予定）

- 答申（案）について

ご清聴ありがとうございました

